

令和8年9月18日

交通安全対策特別交付金の交付決定（令和8年度9月期）

総務省は、令和8年度9月期分の交通安全対策特別交付金の額を
9月18日に決定し、各都道府県知事あて通知しました。

1 交付総額

18,010百万円

2 現金交付

令和8年9月29日（火）

※ 都道府県別内訳は別紙のとおり

（連絡先）

自治財政局交付税課

担当：赤坂課長補佐・長尾

代表：03-5253-5111（内線 23377）

直通：03-5253-5624

令和８年度交通安全対策特別交付金
(９月期交付額 各県別内訳)

(単位：百万円)

団体名	都道府県分	市 町 村 分
1 北海道	441	417
2 青 森	119	57
3 岩 手	131	63
4 宮 城	143	159
5 秋 田	96	47
6 山 形	116	56
7 福 島	192	90
8 茨 城	261	131
9 栃 木	187	94
10 群 馬	290	144
11 埼 玉	569	382
12 千 葉	474	315
13 東 京	1, 148	602
14 神奈川	504	700
15 新 潟	142	140
16 富 山	96	48
17 石 川	99	49
18 福 井	63	31
19 山 梨	80	39
20 長 野	225	106
21 岐 阜	159	78
22 静 岡	375	403
23 愛 知	685	587
24 三 重	135	68
25 滋 賀	115	57
26 京 都	125	154
27 大 阪	652	647
28 兵 庫	459	364
29 奈 良	110	52
30 和歌山	67	32
31 鳥 取	46	21
32 島 根	63	30
33 岡 山	142	149
34 広 島	165	169
35 山 口	110	54
36 徳 島	77	37
37 香 川	96	47
38 愛 媛	108	54
39 高 知	58	27
40 福 岡	429	473
41 佐 賀	94	46
42 長 崎	111	56
43 熊 本	111	120
44 大 分	109	55
45 宮 崎	118	59
46 鹿児島	156	76
47 沖 縄	118	57
合 計	10, 367	7, 643

* 表示単位未満を四捨五入しているため、
都道府県の数値の計と合計は一致しない
場合がある。

交通安全対策特別交付金制度の概要

1 交付金の目的

交通安全対策特別交付金は、昭和43年に道路交通法の改正により創設された交通反則通告制度に基づき納付される反則金収入を原資として、地方公共団体が単独で行う道路交通安全施設整備の経費に充てるための財源として交付するものであり、もって交通事故の発生を防止することを目的とする。

2 交付金の総額

交通反則金等収入(運用益を含む。)から通告書送付費支出金相当額等を控除した額

3 交付金の使途

交通安全対策特別交付金等に関する政令で定める道路交通安全施設の設置及び管理に関する費用

- (例示)
- ・ 信号機
 - ・ 道路標識
 - ・ 横断歩道橋
 - ・ さく(ガードフェンス、防護柵)
 - ・ 道路反射鏡(カーブミラー)

4 交付基準

各地方公共団体の区域内における交通事故発生件数、人口集中地区人口及び改良済道路延長を配分指標として、それぞれ2:1:1の割合で交付額の算定をする。

5 最低交付限度基準額

9月に交付すべき額が25万円に満たない市町村については、当該年度においては交付金は交付しない(この市町村に対する交付金相当分は、当該市町村を包括する都道府県に加算して交付される。))。

6 交付時期

年2回(9月及び3月)

7 交付総額算定までのフローチャート

